

◎新潟県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 弥彦岩室線
- 2 供用開始の区間
西蒲原郡弥彦村大字観音寺字道下 292 番 1 から同郡同村大字観音寺字道上 432 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年1月9日